

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
5月12日
(金曜日)

目次

- 規則
宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則(住宅課)……………一
- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………五
救急病院の認定(医療政策課)……………八
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)……………八
- 公告
契約の締結(情報企画課)……………八
平成二十九年登録販売者試験の実施(業務課)……………八
大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出(商政課)……………九
基本測量の実施の終了(監理課)……………一〇
- 人委公告
平成二十九年山口県職員採用大学卒業程度試験の実施……………一〇
平成二十九年山口県保健師採用試験の実施……………一五
- 雑報
県報の正誤(昭和五十六年七月二十一日山口県規則第五十二号)……………一七



宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月十二日

山口県規則第二十五号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則(昭和四十年山口県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改め、同条第四号中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第五号中「第九条第二項」を「第八条第二項」に改める。

別記第三号様式中「第8条第3項」を「第7条第3項」に改める。

別記第四号様式中「第8条第1項第3号」「第8条第2項第3号」を「第7条第1項第3号」「第7条第2項第3号」に改める。

別記第五号様式中「第8条第1項第3号」「第8条第2項第3号」を「第7条第1項第3号」「第7条第2項第3号」に改める。

別記第五号様式中「第8条第1項第3号」「第8条第2項第3号」を「第7条第1項第3号」「第7条第2項第3号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第七十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年五月十二日から同年六月一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年五月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 東ソー株式会社
 住所 周南市開成町四五六〇番地
 工場又は事業場の名称及び所在地
 名称 東ソー株式会社南陽事業所
 所在地 周南市開成町四五六〇番地
 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	能 ($\text{m}^3/\text{日}$)	構造		使用の方法	
		工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔りの使用 間隔
三七ータ	七、二〇〇	平成二九、 六、一五	平成二九、 六、一九	平成二九、 六、二〇	連 続 二四時間 変動なし

備考 「三七ータ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一
 第三十七号の石油化学工業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
三七ータ	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
	八	五	七、二〇〇
	九	三	七、二〇〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	種 類	構 造	能 ($\text{m}^3/\text{日}$)	処理の方式	使用時間 間隔	一日当たり の使用時間	季節的変動の 概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日	
											総合排水処理施設
	堰 囲	田	三、八四〇、〇〇〇	沈 殿	連 続	二 四 時 間	変動なし	(既 設)			

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m^3)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大

総合排水処理施設	
処理後	処理前
〃	八
〃	九〇六
〃	三
〃	五
一〇	一四〇
二〇	二八〇
〃	一
〃	一・三
〃	二・二
〃	〇・一
〃	〇・二
〃	二、九四五、〇二六
〃	二、九四五、一〇四

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口の		汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	
〃	八	通常	最大	通常	最大	〃
〃	九〇六	〃	〃	〃	〃	〃
三	二・五	〃	〃	〃	〃	〃
五	四・三	〃	〃	〃	〃	二、九四五、〇二六
一〇	六	〃	〃	〃	〃	二、九四五、一〇四
二〇	一三	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一・三	〇・九	〃	〃	〃	〃	〃
二・二	一・二	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〇・一	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〇・二	〃	〃	〃	〃	〃
二、九四五、〇二六	二四〇、四〇〇	〃	〃	〃	〃	〃
二、九四五、一〇四	二四〇、四〇〇	〃	〃	〃	〃	〃

山口県告示第百七十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年五月十二日から同年六月一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年五月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 田辺三菱製薬工場株式会社
 住 所 大阪市淀川区加島三丁目一六番八九号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 田辺三菱製薬工場株式会社小野田工場
 所在地 山陽小野田市大字小野田七四七三番地の二
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造		使用の方法	
	能 (m ³ /日) 力	工事着手年月日	工事完成年月日	使用開始年月日
四七一口 (三基)	一	平成二九、六、二	平成二九、六、二	断続二時間
四七二	三・三	〃	〃	五時間
〃	一	〃	〃	〃
〃	二・二	平成二九、七、一	平成二九、七、一	〃
〃	一・六	〃	〃	〃

備考 「四七一口」及び「四七二」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設及び混合施設をいう。

凝集沈殿施設	活性汚泥処理施設		種 類	項目	
	処理前	処理後		通	水素イオン濃度 (水素指数)
	〃	七・五	八・五	〃	〃
	〃	七・二	九・八	〃	〃
	〃	四・二	二・七	〃	〃
	〃	六・〇	三・八	〃	〃
	〃	三・四	九・二	〃	〃
	〃	五・〇	二・二	〃	〃
	〃	三	五	〃	〃
	〃	三・三	一・五	〃	〃
	〃	四・五	一・五	〃	〃
	〃	〇・三	検出せず	〃	〃
	〃	一・九	検出せず	〃	〃
	〃	三・六	〇・一	〃	〃
	〃	三・八	〇・七	〃	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

凝集沈殿施設	活性汚泥処理施設	種 類	構 造	能 力 (m^3/d)	処 理 の 方 式	間 隔 時 間	の 一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 約	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日	
鋼 鉄 製	鉄筋コンクリート			七、二〇〇	凝集沈殿	〃	二 四 時 間	変 動 な し	(既			
												設)

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質 の質量		窒素 の値		汚水等の一日当たりの量 (m^3)	
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四七二	五	七	二、〇〇〇	三、〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四七〇 (三基)			九、三	三〇〇	五	一〇	四〇	四〇	検出せず	検出せず
				四〇〇						

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の一日当たりの量 (m ³)	処理後
	通 常	最 大		
七・五	七・二	八・二	一一・五	〇・二〇
水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	動植物油脂類 (mg/l)	窒素 (mg/l)
一一・五	一一・五	一一・二	一一・一	一一・九
〇・二	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一
〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五
一三、六二〇	一四、四〇〇			

山口県告示第百七十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年五月十二日から同年六月一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年五月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 東ソー株式会社

住 所 周南市開成町四五六〇番地

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 東ソー株式会社南陽事業所

所在地 周南市開成町四五六〇番地

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設及び廃ガス洗浄施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

総合排水処理施設		排水蒸留塔		排水蒸留塔		種類	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	項目	
〃	堰 <small>せき</small> 囲い	〃	〃	〃	チタン製	構造	
〃	三、八四〇、〇〇〇	〃	〃	〃	三九〇	能力 (m ³ /日)	
〃	沈殿	〃	〃	〃	蒸留	処理の方式	
〃	〃	〃	〃	〃	連続	使用時間	
〃	〃	〃	〃	〃	二四時間	の一日当たりの使用時間	
〃	〃	〃	〃	〃	変動なし	季節的変動の概要	
(既設)						年	工事着手予定
						月	
						日	
(既設)						年	工事完成予定
						月	
						日	
(既設)						年	使用開始予定
						月	
						日	

(二) 汚水等の処理施設の種類、構造及び使用時間間隔等

備考	三七〇口		三七〇口		三七〇口		三七〇口		種類
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	
備考 「三七〇口」及び「三七〇口」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設及び廃ガス洗浄施設をいう。	〃	八	〃	一一	〃	一〇	〃	七	排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量
	〃	一〇	〃	〃	〃	一一	〃	九	
	〃	二	〃	一九五	〃	一九五	〃	六〇	
	〃	二	〃	二二〇	〃	二二〇	〃	七〇	
	〃	九	〃	〃	〃	〃	〃	五	
	〃	九	〃	〃	〃	〃	〃	五	
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・九	
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一・四	
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・〇五	
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・〇八	
	二〇三	一九九	五〇	三六	六〇	四五	一七〇	一三五	
	二〇三	一九九	五〇	三六	六〇	四五	一七〇	一三五	
	二〇三	一九九	五〇	三六	六〇	四五	一七〇	一三五	
	二〇三	一九九	五〇	三六	六〇	四五	一七〇	一三五	

No. 1 排 水 口	排 水 口	項目		通 常 最 大	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値	通 常 最 大
		変更後	変更前			
〃	八	〃	〃	〃	〃	〃
〃	九、六	〃	〃	〃	〃	〃
〃	二・五	〃	〃	〃	〃	〃
〃	四・三	〃	〃	〃	〃	〃
〃	六	〃	〃	〃	〃	〃
〃	一三	〃	〃	〃	〃	〃
〃	一	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〇・九	〃	〃	〃	〃	〃
〃	一・二	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〇・一	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〇・二	〃	〃	〃	〃	〃
〃	二四〇、四〇〇	〃	〃	〃	〃	〃
〃	二四〇、四〇〇	〃	〃	〃	〃	〃

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

種 類	排水蒸留塔		排水蒸留塔		排水蒸留塔		項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)		
	処理後		処理前		処理後					処理前	
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前				変更後	変更前
総合排水処理施設	〃	〃	〃	八	一〇	〃	〃	〃	〃		
	〃	〃	〃	九、六	一、九	〃	〃	〃	〃		
排水蒸留塔	〃	〃	〃	三	四一	〃	〃	〃	〃		
	〃	〃	〃	五	四一	〃	〃	〃	〃		
排水蒸留塔	〃	〃	〃	一四〇	二	〃	〃	〃	〃		
	〃	〃	〃	二八〇	二	〃	〃	〃	〃		
排水蒸留塔	〃	〃	〃	一	〇・九	〃	〃	〃	〃		
	〃	〃	〃	一・三	〇・九	〃	〃	〃	〃		
排水蒸留塔	〃	〃	〃	二・二	一・四	〃	〃	〃	〃		
	〃	〃	〃	〇・一	〇・四	〃	〃	〃	〃		
排水蒸留塔	〃	〃	〃	〇・二	〇・六	〃	〃	〃	〃		
	〃	〃	〃	二、九四、〇三六	一一三三	〃	〃	〃	〃		
排水蒸留塔	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		

(三) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

No. 2 排 水 口		変更前	変更後
〃	〃	三	五
〃	〃	一〇	二〇
〃	〃	〃	〃
〃	〃	一・三	二・二
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	二、九四五、〇二六	二、九四五、一〇四
〃	〃	〃	〃

山口県告示第百七十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十九年五月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
山口県済生会下関総合病院	下関市安岡町八丁目五番二号	平成三二、三、三一
美祢市立病院	美祢市大嶺町東分一三三の一	〃 〃 二〇
美祢市立美東病院	〃 美東町大田三八〇〇	〃 〃 〃
独立行政法人労働者健康安全機構山口労災病院	山陽小野田市大字小野田一三一五の四	〃 〃 二一
山陽小野田市民病院	大字東高泊一八六三の〃	〃 〃 〃
小野田赤十字病院	〃 大字小野田三七〇〇	〃 〃 〃

山口県告示第百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年五月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区	認可年月日
田布施土地改良区	平成二九、四、二五



(一五二) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十九年五月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総合企画部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成二十九年度山口県情報セキュリティクラウド運用業務
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十九年三月二十九日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社ジャネックス 山口市小郡下郷二一三九番地
- 六 契約金額
七千五百二十二万六千三百二十円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣 政

(一五三) 平成二十九年度登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年

法律第百四十五号)第三十六条の八第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施します。

平成二十九年五月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

平成二十九年十一月一日(水曜日)午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市阿知須五〇九番五〇

山口きらら博記念公園

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

山口市湯田温泉五丁目一番一号

山口県婦人教育文化会館

山口市大手町九番六号

山口県社会福祉会館

山口市大手町二番一八号

山口県教育会館

三 受験願書の受付期間

平成二十九年七月二十四日(月曜日)から同年八月四日(金曜日)まで(郵送の場合、八月四日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書の提出先

最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号(郵便番号七五三二八五〇一)山口県健康福祉部薬務課に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書在中」と朱書すること。

五 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの)

(三) 電算入力票

(四) 百二十四分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)

六 受験手数料

一万四千七十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十九年十二月十二日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「登録販売者試験受験願書請求」と朱書し、百二十四分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課(電話〇八三一九三三三〇二〇)にすること。

(二五四) 大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更の届出がありました。

平成二十九年五月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸富

所在地 岩国市麻里布町六丁目八番五号

二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

一、四九五平方メートル

三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

八二二平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

平成二十九年四月二十一日

(一五五) 基本測量の実施の終了
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省
 国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。
 平成二十九年五月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
 基本測量(地理識別子整備)
- 二 作業の地域
 下松市及び玖珂郡和木町
- 三 作業の期間
 平成二十八年八月三十日から平成二十九年三月二十四日まで



公 告

平成二十九年山口県職員採用大学卒業程度試験の実施

平成二十九年山口県職員採用大学卒業程度試験を次のとおり実施します。

平成二十九年五月十二日

山口県人事委員会

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要

試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職 務 の 概 要
行 政	二十五人	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関(県立学校を含む。)における一般行政事務
警察行政	三人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
社会福祉(一般)	一人程度	知事部局(主として健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター、児童相談所、児童福祉施設等)におけるケースワーク、児童指導、心理判定、精神保健相談等の専門業務
社会福祉(心理)	一人程度	

土 木	建 築	農 業	農 業 土 木	林 業	畜 産	水 産	電 気	化 学	衛生薬学	衛生監視
五人程度	一人程度	二人程度	一人程度	一人程度	一人程度	一人程度	一人程度	一人程度	一人程度	一人程度
知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関(土木事務所等)における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務	知事部局(主として土木建築部)の各課及び出先機関(土木事務所等)における建築に関する企画、設計、施工管理等の専門業務	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林事務所等)における農業等に関する知識・技術の普及指導等の専門業務	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林事務所等)における土地改良事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林事務所等)における林業に関する知識・技術の普及指導等の専門業務及び治山事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林事務所等)における畜産に関する知識・技術の普及指導等の専門業務	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(水産事務所等)における水産に関する知識・技術の普及指導等の専門業務	知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関における電気に関する設計、保守管理等の専門業務	知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における環境に関する監視、指導、取締り等の専門業務	知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における薬事に関する立入検査、指導、取締り等の専門業務	知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務

二 受験資格

(一) 昭和六十三年四月二日から平成八年四月一日までに生まれた者又は平成八年四月二日以降に生まれた者で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含む、短期大学を除く。)の卒業若しくは平成三十年三月三十一日までに卒業する見込みのものが受験できます。

なお、衛生薬学及び衛生監視については、それぞれ次の資格要件を併せ有する者に限ります。

1 衛生薬学
 薬剤師の免許を有する者若しくは平成三十年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者若しくは第百三回薬剤師国家試験(平成三十年三月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みの者又は学校教育法に規定する大学で薬学の課程を修めて卒業した者若しくは平成三十年三月三十一日までに卒業する見込みの者

2 衛生監視

学校教育法に規定する大学で畜産学、水産学、農芸化学若しくは薬学の課程を修めて卒業した者若しくは平成三十年三月三十一日までに卒業する見込みの者又は都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設(平成二十七年四月一日前に厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設を含む。)において、所定の課程を修めて卒業した者若しくは平成三十年三月三十一日までに卒業する見込みの者

(二) 次のいづれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者(電気の試験職種にあつては、就労可能な在留資格を有するものを除く。)

2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

筆記試験による大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験

全試験職種に共通の問題で、公務員として必要な一般的な知識及び技能について、択一式により行います。

(2) 専門試験

試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、試験職種別出題分野は、別表のとおりです。

2 日時

平成二十九年六月二十五日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

3 場 所

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

試験地	会 場
山 口 市	山口市吉田一六七七番地の一口山大学吉田キャンパス
東 京 都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館
大 阪 府	大阪府吹田市山手町三丁目三番三五号 関西大学千里山キャンパス第二学舎三号館

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

全試験職種に共通の課題により、思考力、表現力、構成力等の総合的能力について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

2 日時及び場所

(1) 論文試験及び適性検査

日 時 平成二十九年七月二十二日(土曜日)

場 所 山口市小郡下郷三五〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日 時 平成二十九年七月二十四日(月曜日) から同年八月一日(火曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場 所 山口市滝町一番一号

山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配 点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 四〇点

専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

論文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、行政及び警察行政の試験職種にあっては第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて、行政及び警察行政以外の試験職種にあっては第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者
平成二十九年七月六日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者
平成二十九年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示
試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成三十年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、月額十八万八千七百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十九年五月十二日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入にあつては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

平成二十九年五月十二日(金曜日)から同年六月二日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十九年六月二日までの消印のあるものに限りです。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
平成二十九年五月十二日(金曜日)午前九時から同月二十六日(金曜日)午後五時まで

九 その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

試験職種	出題分野
------	------

行政	政治学 国際関係	憲法 行政学 憲法	行政法 民法 刑法	労働法 経済学 財政学	社会政策
警察行政	政治学 国際関係	憲法 行政学 憲法	行政法 民法 刑法	労働法 経済学 財政学	社会政策
社会福祉 (一般)	社会福祉概論(社会保障を含む。) 社会調査	社会学概論 心理学概論(社会心理学を含む。)	心理学概論(社会心理学を含む。)	心理学概論(社会心理学を含む。)	社会心理学を含む。
社会福祉 (心理)	一般心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む。) 臨床心理学 社会調査 心理学研究法 統計学	教育心理学 産業心理学			
土木	工学 数学 物理学 応用力学 水理学 土質工学 測量 都市計画 土木計画 材料 施				
建築	数学 物理学 構造力学 材料学 環境原論 建築史 建築構造 建築計画 都市計				
農業	栽培学 汎論 作物学 園芸学 育種遺伝学 植物病理学 昆虫学 土壤肥料学 植				
農業土木	数学 応用力学 水理学 測量 土壤物理 農業水利 土地改良 農村環境整備				
林業	森林政策 森林経営学 造林学(森林生態学及び森林保護学を含む。) 林業工学				
畜産	家畜育種学 家畜繁殖学 家畜生理学 家畜飼養学 家畜栄養学 飼料学 家畜管				
水産	水産事情 水産経済 水産法規 水産環境科学 水産生物学 水産資源学 漁業学				
電気	数学 情報 物理学 電磁気学 電気回路 電気計測 制御 電気機器 電力工学 電子工				
化学	化学 物理学 物理化学 分析化学 無機化学 有機化学 有機工業				
衛生薬学	物理学 化学 生物学 衛生薬理 薬劑 病態 薬物治療 法規 制度				
衛生監視	物理学 化学 生物学 衛生 獣医公衆衛生学				

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

土木 一人程度
知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関(土木事務所等)における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務

二 受験資格

(一) 昭和五十三年四月二日から昭和六十三年四月一日までに生まれた者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号) 附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

- 1 方法、内容等
教養試験、専門試験及び論文試験を次の表のとおり行います。

試験科目	試験職種	試験内容
試験養行	行政	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式による筆記試験
試験専門	土木	必要な専門的知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料及び施工とします。
試験論文	全試験職種	社会人としての経験等を通じて培った知識及び能力並びに思考力、表現力、構成力等の総合的能力についての社会人経験等を課題とした筆記試験

2 日時

平成二十九年六月二十五日(日曜日)

(1) 行政

試験室入室 午前九時三十分まで
教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

(2) 論文試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで
 土木 試験室入室 午前九時三十分まで
 論文試験 午前十時から午後零時まで
 専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会場
山口市	山口市吉田一六七七番地の1 山口大学吉田キャンパス
東京都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館
大阪府	大阪府吹田市山手町三丁目三番三五号 関西大学千里山キャンパス第二学舎三号館

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所

日時 平成二十九年七月二十九日(土曜日)又は同月三十日(日曜日)のいずれかで、山口県人事委員会が指定する日
 場所 山口市滝町一番一号
 山口県庁

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

1 行政

教養試験 四〇点
 論文試験 六〇点

2 土木

専門試験 四〇点
 論文試験 六〇点

(二) 第二次試験

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が一定の得点未満の場合は、論文試験の採点を行いません。この場合、教養試験又は専門試験の得点を第一次試験の得点とします。

なお、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となり、論文試験の採点を行いません。

(二) 最終合格者は、行政の試験職種にあっては第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて、土木の試験職種にあっては第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、口述試験等の得点が三十五点以下の場合には、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十九年七月十三日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十九年九月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成三十年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、採用時の年齢が三十歳で、大学を卒業した後に民間企業等において八年間の職務の経験を有している場合は、月額二十万七千七百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十九年五月十二日（金曜日）以後に山口県人事委員会事務局（山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一））に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「社会人経験者等受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を必ず同封してください。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「社会人経験者等受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入にあたっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

平成二十九年五月十二日（金曜日）から同年六月二日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十九年六月二日までの消印のあるものに限りません。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十九年五月十二日（金曜日）午前九時から同月二十六日（金曜日）午後五時まで

九 その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局（電話〇八三一九三三―四四七四）に問い合わせてください。

公 告

平成二十九年山口県保健師採用試験の実施

平成二十九年山口県保健師採用試験を次のとおり実施します。

平成二十九年五月十二日

山口県人事委員会

一 試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行います。

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務の概要
保健師	保健師	二人程度	知事部局（主として健康福祉センター）における専門業務

二 受験資格

(一) 昭和六十三年四月二日から平成九年四月一日までに生まれた者で、保健師の免許を有するもの又は平成三十年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのもの若しくは第四百四回保健師国家試験（平成三十年二月実施予定）に合格し、当該免許を取得する見込みのものが受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時、場所等

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法、内容等

筆記試験による短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験

公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行いま

(2) 専門試験
 必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。
 なお、出題分野は、公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論とします。

2 日時

平成二十九年六月二十五日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会	場
山口市	山口市吉田一六七七番地の1 山口大学吉田キャンパス	
東京都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館	
大阪府	大阪府吹田市山手町三丁目三番三五号 関西大学千里山キャンパス第二学舎三号館	

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所

(1) 論文試験及び適性検査

日時 平成二十九年七月二十二日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日時 平成二十九年七月二十四日(月曜日)から同年八月一日(火曜日)

までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

四 配点
 詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 四〇点

専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

論文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十九年七月六日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板上に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十九年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板上に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県知事が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成三十年四月一日に行われます。
 (三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、月額十八万二千円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十九年五月十二日（金曜日）以後に山口県人事委員会事務局（山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一））に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を必ず同封してください。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入にあたっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

平成二十九年五月十二日（金曜日）から同年六月二日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十九年六月二日までの消印のあるものに限りません。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。
 2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十九年五月十二日（金曜日）午前九時から同月二十六日（金曜日）午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局（電話〇八三一九三三―四四七四）に問い合わせてください。



正 誤

昭和五十六年七月二十一日山口県規則第五十二号（宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則）

ページ	段	箇所	誤	正
五	下	様式中	宅地建物取引業法 ・ 営業保証金規則	宅地建物取引業 者 営業保証金規則
〃	〃	〃	宅地建物取引業保証金規則	宅地建物取引業 者 保証金規則

平成二十九年五月十二日
印刷發行

發行人
所

山口縣知事
山